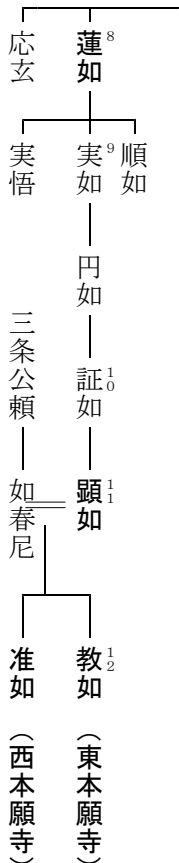
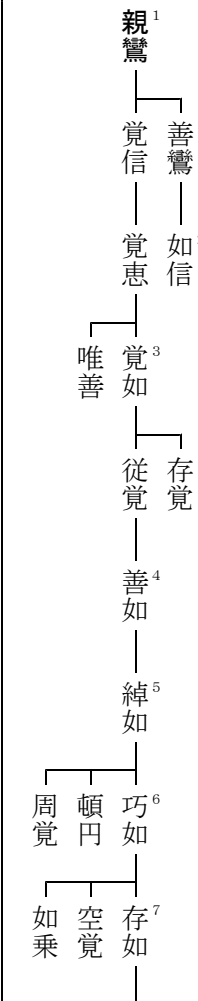


教如上人と郡中御影

大谷大学名誉教授 草野顕之

午前の部 教如上人と石山合戦
午後の部 東西分派と郡中御影

【本願寺略系譜】(尊称を略す)



【教如上人略年譜 (誕生〜石山合戦)】

(和暦) (西暦) (事) (項)

- 永禄 元・一五五八 教如上人誕生。
 - 元亀 元・一五七〇 織田信長と本願寺が戦う(石山合戦)。
 - 元亀 三・一五七二 武田信玄の扱いにより信長と和睦する。
 - 天正 二・一五七四 信長、長島一向一揆を攻める。一揆勢、越前をおさえる。
 - 天正 三・一五七五 本願寺と信長、和睦する。
 - 天正 五・一五七七 教如上人の弟・准如上人が誕生する。
 - 天正 八・一五八〇 天皇の命により信長と本願寺は和睦、顕如上人は紀伊国鷲森に至る(4・10)。
- 教如上人は勘当されるも籠城を続け、四力月後に退去する(8・2)。

【資料】

① 『御文』(帖外)

そもそも能美郡同行中に仏法に就いて四講と云う事を始めて、当流法義の是非邪正を讃嘆すべき興行これ在るの由聞え候。誠に以て仏法興隆の根元、往生浄土の支度、殊勝に覚え候(後略)

文明十八年正月四日

能美郡四講中へ

② 『重編応仁記』(永禄十一年・1568)

さて又畿内繁昌の地、在々所々寺社等迄、公方家再興の御軍用、今度大切の御事なれば、各々金銭を差上げて然るべき由、相触れられける程に、皆人はを献上す、中にも大坂本願寺は、一向宗門の惣本寺大富裕なればとて、五千貫を課せられしに、住持光佐上人、難渋に及ばず、五千貫を献上す

③ 『顕如上人御消息』(元亀元年)

信長上洛に就き、此方迷惑せしめ候、去々年以来、難題を懸け申し付けて、随分成る扱い、彼方に応じ候といえども、その詮なし、破却すべき由、慥に告げ来たり候、此上は力及ばず候、然ば開山の一流、此の時退転なき様、各々身命を顧みず、忠節を抽んずべき事有り難く候、(後略)

九月二日 顕如(花押)

濃州郡上惣門徒中江

④ 『信長公記』(元龜元年)

九月十二日、野田・福島の十町ばかり北に、海老江と申す在所候。公方様・信長公、御一所に詰め陣に御陣を据えさせられ、(中略)然らば、野田・福島種々懇望致し、無事の儀申し扱い候といえども、とても程あるべからざるの間、攻め干さるべきの由候て、御許容これなく、野田・福島落居候はば大坂滅亡の儀と存知候歟、
九月十三日夜中に手を出し、ろうの岸・川口両所の御取出へ大坂より鉄砲を打ち入れ、一揆蜂起候といえども、異なる子細なく候。(以下略)

(石山合戦図、大阪城博物館)



⑤ 「正親町天皇女房奉書」

信長

仰「天正七年十二月廿五」前右府和談の事、打ち置かれがたく思し召し候まま、仰せ出され候、別儀なきように、分別加えられ候はば、しかるべく思し召し候わんずる由、使者兩人申され候べく候、かしく
本願寺殿へ

⑥ 「織田信長起請文」(天正八年)

- 一、惣赦免の事、(三箇条略)
- 一、賀州の二郡、大坂退城以後、如在なきにおいては、返し付くべき事、
- 一、月切は、七月盆前に究むべき事、(二箇条略)

三月十七日(信長朱印)

⑦ 「教如上人御消息」

和談

今度□□無事すでに相調い候に付、当寺信長へ相渡すべき分に候、然らば数代の本寺、聖人の御座を彼の輩の馬の蹄に汚さん事、一宗の無念なげき入るばかりに候、それに就き仏法の威光を以て、なるべき裡は当寺あい抱うべく思い立つ事に候、此の儀は更に以て御門主に対し私曲を構える所存にあらず候、ただひとえに当流相続候て仏法退転なきようにと思ふ事に候(後略) 天正八年閏三月七日 教如

⑧ 『信長公記』(天正八年)

閏三月九日、柴田修理亮、賀州へ乱入、湊川、手取川を打ち越え、宮の腰に陣取り所々へ放火し候、布市に楯籠もる一揆を追い払い、数多切り捨て分捕させ、是より次第に奥へ焼き入り、越中へ越し候(後略)

⑨ 「教如上人御消息」

(前略) 結句、当寺を彼方に相渡し退出候はば、表裏は眼前に候、左様に候ときは、数代聖人の御座どころを、かの物共の馬の蹄に汚し果てんこと、あまりにくくちおしく歎き入り候(後略)

後三月十三日 教如(花押) 了順(以下五名省略)

⑩ 「明性寺賢了書状」(明性寺蔵・年次不詳)

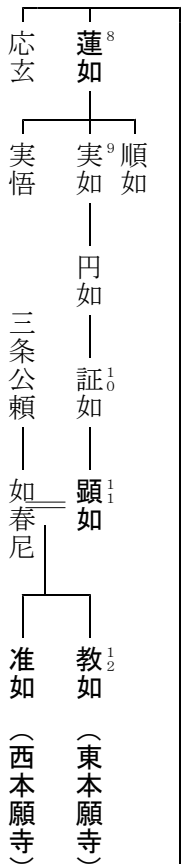
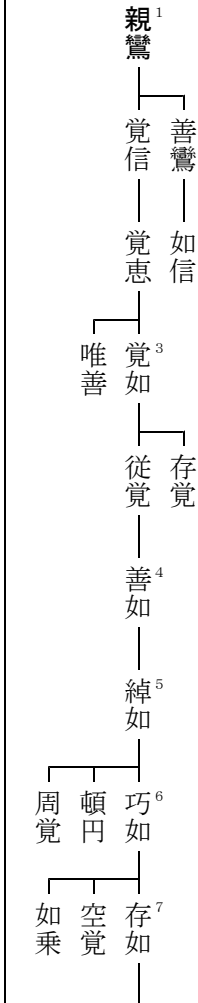
今度新六差し遣し候に付一筆申し進らせ候、信長は大敵にて当城防ぎ難く、我等の最期も近々と覚え候、其方の成人も見届け度候え共、法のため命を捨て候事本望の至、必々御悔有まじく候、母の歎も御助成らるべく候、穴賢 三月七日 賢了(花押) 明性寺 益田伊織殿

教如上人と郡中御影

大谷大学名誉教授 草野顕之

午前の部 教如上人と石山合戦
午後の部 東西分派と郡中御影

【本願寺略系譜】(尊称を略す)



【教如上人略年譜 (石山合戦と逝去)】

- 天正一〇・一五八二 織田信長、本能寺の変により急死、顕如上人と教如上人が和解する。
- 天正一九・一五九一 秀吉、京都堀川七条に寺地を寄進し本願寺が再建さる (現在の西本願寺)。
- 文禄 元・一五九二 顕如上人が示寂し、教如上人が継職する。
- 文禄 二・一五九三 教如上人、秀吉の命で隠退する。
- 文禄 四・一五九五 教如上人、郡中御影を免許する。
- 慶長 三・一五九八 顕如上人の妻・如春尼示寂する。豊臣秀吉没す。
- 慶長 四・一五九九 徳川家康と教如上人の交流始まる。教如上人大坂に大谷本願寺を建てる。
- 慶長 五・一六〇〇 教如上人、関東に徳川家康を見舞う。関ヶ原の合戦後、教如上人上洛する家康を大津に迎える。
- 慶長 七・一六〇二 家康、教如上人に烏丸六条の寺地を寄進 (東本願寺の分立)。
- 慶長一九・一六一四 教如上人逝去。

① 「豊臣秀吉朱印状」(文禄元年)

門跡不慮の儀、無是非なき次第、言語を絶し候、なかん就く其方摠領の儀に候間、相続有って、法度以下堅く申し付け、勤行怠慢なく当家を相い立つ覚悟を持つこと肝要に候、然ば門跡本坊へ相い移られ、其方の屋形へ理光院をうつし、北の御かた相い副え、一所に之有りて然るべく候敷、興門・理門をも引き廻し、母儀へも孝行に候て尤も候、猶淺野彈正・楽院・木下半介申すべく候、恐々謹言
 極月十二日 秀吉(朱印) 本願寺新門跡

② 『駒井日記』(文禄二年閏九月十六日、抄出)

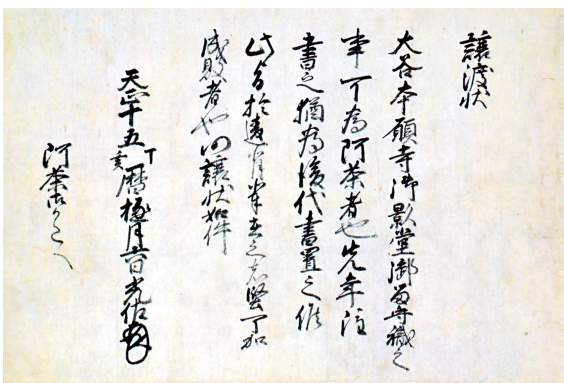
- 一、大坂に居拵わられ候事、
- 一、信長様御一類には大敵にて候事、
- 一、当門跡不行儀の事、先の門跡の時より連々と申し上ぐる事、
- 一、代譲り状これ有る事、先代より譲り状もこれ有るの由の事、

一、先の門跡折檻の者を召し出し候事、
 一、召し出され候人よりも、罷り出で候者共不届に思し召され候事、
 一、右の如く嗜み候はば、十年家をもち、十年目に理門へ相い渡さるべき事、

③ 「頭如留守識讓状」
 譲り渡し状

大谷本願寺御影堂御留守職の事、阿茶たるべき者也、先年これを書くといえども、猶後代のため書き置き候、此の旨違背の輩これ在るに於いては、堅く成敗を加うべきもの也、仍つて讓状件の如し、

天正十五丁亥曆極月六日 光佐（花押）
 阿茶御かたへ



④ 「豊臣秀吉朱印状」

本願寺影堂留守職の事、親鸞聖人以来代々の証文、殊に先師光佐の讓状に明鏡の次第、則ち殿下叡慮を経て、三男たりといえども、寺法の旨に任せ、光昭に仰せ付けらるる儀尤もに候、然ば勤行等弥懈怠なく相い励むべき事專一に候也

文禄式 十月十六日（秀吉朱印）
 本願寺殿

⑤ 『重要日記抜書』（統真宗大系）

（慶長五年）七月二日内府様御見舞に東国へ御下向。十七日東国より還御。九月十九日内府様御迎に江州へ御越成らる、廿日大津城にて御対面、同日七ツ時還御。

（慶長六年）八月十六日内府様伏見より上京の御屋鋪へ御成、御下り掛に此方へ御成、御土産「銀二百枚白布三百端」内府様七ツ打御帰。十七日伏見へ御礼に御出成られ候。

⑥ 『金鍮記』（慶長五年・真宗全書）

関原御対治ありて御上洛。伏見の西ノ丸に御在す。（中略）其後本多佐渡守大権現へ申上らるるよう。此の次手を以て、教如へ別に境内を遣わされ。両家に成しておかれ候はば。天下の御仕置の為にも。

よろしかるべきと存ずる子細を。申し上げられしかば。尤もと思し召し。京の所司代板倉与左衛門「後伊賀守勝重」加藤喜左衛門兩人へ仰せ付けられ。今の裏方の境内を渡さる。

⑦ 『宇野新蔵覚書』（慶長五年・統真宗大系）

大御所様御代に当寺内拝領成られ、西より御堂万御引成られ候。（中略）、此上は貴所の世に成り候、と思し召し候へ、と御意成られ候処に、本多佐渡頭大御所様へ申し上げられ候は、本願寺の家は余の家には替り申し候、其の上太閤の御代に二本に成られ候、右の通に成され候て然るべし、と申し上げられ候。（中略）尤もと御所様御うけ成られ候て、其そ替りに此の四町四方進らせられ候。

⑧ 隠退時代の教如上人裏書（種類別・下付国別）

（種類別）		（下付国別）	
頭如画像	14	越後国	7
親鸞画像	6	三河国	4
教如寿像	4	尾張国	3
蓮如画像	2	加賀国	3
		近江国	3
		美濃国	2
		信濃国	1
		飛騨国	1
		その他	2